会　議　録

会 議 名	令和8年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会
開催日時	令和8年10月16日(金)午後１時30分から午後１時50分
開催場所	山形市公設地方卸売市場管理棟4階大会議室
主　　催	山形市公設地方卸売市場管理事務所
出 席 者	(1)委　員 兼子良久 委員長、柏倉隆文 委員、相澤啓一 委員、鈴木誠一 委員 有海広吉 委員、須貝太郎 委員、渡邉芳弘 委員、石山秀雄 委員 池田浩之 委員、大宮幸輝 委員 (2)事務局 山形市公設地方卸売市場管理事務所 次長(兼)所長　冨樫竹夫 副所長(業務担当)(兼)係長　相田正勝 主幹　板垣賢
審議事項	(1)令和9年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について (2)その他
傍 聴 者	傍聴者　1名
審議経過	下記記載のとおり
提出された資料の名称	次第 令和8年度山形市公設地方卸売市場取引委員会出席者名簿 令和9年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について(案) 東京都令和9年における休業日の設定について(抜粋) 参考資料 (参考資料)令和9年 臨時休開市日一覧表 令和9年山形市公設地方卸売市場休開市日(案) 山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則(抜粋) 取引委員会に係る関係条例等(抜粋)
作 成 者	地方卸売市場管理事務所 主幹 板垣賢

1 開会 午後1時30分

事務局 開会前、事務局より、出席委員数の報告及び傍聴人の有無の報告

（出席委員数の報告）

在任委員数14名、出席委員数10名、欠席委員数4名、出席委員数が過半数に達しており山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第2項の規定により、本委員会は成立しています。

（傍聴人の有無の報告）

傍聴者 1名

事務局 事務局より、委員の紹介及び事務局の紹介

2 開設者あいさつ

事務局 市長代理 冨樫管理事務所長

3 委員長あいさつ

委員長 兼子委員長

4 議事録署名人の指名（2名）

委員長 委員長より、柏倉隆文 委員 と 相澤啓一 委員の2名を議事録署名人に指名

5 審議

事務局 山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第1項の規定により、兼子委員長が議長となります。

議長 審議(1)令和9年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ［令和9年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について(案)］を説明いたします。資料1ページをご覧ください。青果部会、水産部会で検討していただきました内容を基に作成しております。

1 休市日の設定の考え方でございますが、東京都中央卸売市場の休業日及び開場日を参考にし、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とします。

また、祝日のある週においても一部、水曜休市日を設定します。参考にしている東京都の休業日の設定については、資料2ページに記載のとおりでございます。年間で、青果物の休業日が、五日多くなっています。

資料3ページが、参考資料として、山形市と東京都を比較した一覧でございます。山形市と東京都で違うところは、12月26日（日）は、東京都の青果物が開市ですが、山形市は休市とし

ております。

また、12月30日（木）は、東京都の青果物が休市ですが、山形市は開市としております。それ以外は、東京都と同じになります。

資料1ページにお戻りいただきまして、山形市の案でございますが、2 休開市日の設定について記載のとおりでございます。ここで、記載の内容につきましては、カレンダーの資料をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。

資料4ページのカレンダー案が、青果物と水産物を合わせた案になります。次のページの5ページのカレンダーが、【青果物】案で、次のページの6ページのカレンダーが、【水産物】案になります。

戻りまして、4ページのカレンダー案をご覧ください。休開市日について、東京都とほぼ同様としております。

（1） 年始は1月1日から4日まで休市、1月5日（火）から開市。1月5日（火）は初せりになります。

（2） 祝日のある週において、1月13日（水）、2月10日（水）、2月24日（水）、4月28日（水）、7月21日（水）、10月13日（水）、は休市とする案です。1月6日（水）、3月31日（水）及び11月24日（水）は、青果物のみ休市とする案です。

（3） 5月は、5月2日（日祝）、3日（月祝）、4日（火祝）は、三日連続休市とし、5月5日（水祝）は、開市とする案です。

（4） 8月のお盆の期間は、8月14日（土）及び16日（月）を休市とし、15日（日）を挟んでの三日連続休市とする案です。

（5） 年末は、12月26日（日）及び31日（木）は休市となります。

青果物において東京都と違うのは、年末、12月30日（木）は、東京都は休市ですが、山形市は、開市とする案です。

水産物において、東京都と違うのは、年末、12月26日（日）東京都は開市ですが、山形市は休市とする案です。

青果物のみの休市が、1月6日（水）、3月31日（水）及び 11 月24 日（水）の三日となります。

休開市日の設定について、青果部会及び水産部会各々ご協議をいただいた結果の内容となっております。

年間の休開市の日数は、

【青果物】 開市日数246 日、休市日数119 日、内、臨時休市日数が49 日、臨時開市日数が1 日となります。

【水産物】 開市日数249 日、休市日数116 日、内、臨時休市日数が46日、臨時開市日数が

1日となります。

資料1ページにお戻りください。3 過去3年間の開市日数及び臨時休開市の日数について、下段の枠の部分に記載しております。

資料7ページは、市場業務条例施行規則第3条（開場の期日）の規定になります。資料8ページ、9ページは、取引委員会に係る条例及び施行規則から関連する部分を抜粋したものになります。 以上で、説明を終わります。

議長 事務局より、令和9年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について案の説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

議長 ご意見等が無いようですので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第3項の規定により、採決をさせていただきたいと思います。

それでは、審議（1）令和9年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について、原案のとり賛成される委員の挙手をお願いします。

賛成多数と認めます。よって、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、審議事項（2）その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他でございますが、事務局からはございません。

議長 他に、委員の皆様から何かございますか。なければ、以上で審議は終了とします。これで、議長の座をおろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

6 その他

事務局 事務局から事務連絡

・市場の概要の配付

・市場まつりのお知らせ

午後1時50分 閉会